

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成31年3月6日(水)
開会 午前11時46分
閉会 午後0時8分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席委員 (委員長)堀 巖、(副委員長)木村冬樹
(委員)鈴木麻住、鬼頭博和、関戸郁文
黒川武議長、大野慎治副議長
5 欠席委員 なし
6 説明員 行政課長佐野剛、議会事務局長隅田昌輝、同統括主査寺澤頭
7 委員長あいさつ
8 議長あいさつ
9 協議事項

(1) 請願の取扱いについて

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

提案説明は議案第1号を梶谷議員、請願第2号を木村議員、請願第3号を堀議員と確認した。

黒川議長：請願第2号は手書きで「①」「②」と記載があるが問題ないか。

議会事務局統括主査：手書きであっても問題無いと考える。

(2) 決議(案)について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

黒川議長：資料に示したものは平成5年当時の決議(案)である。以前の不幸事を教訓に決議した。寄附行為に関して議会として取り組んできた。来月には統一地方選挙を控えているので、市民に示していく意味合いで決議を行うとした意見が代表者会であった。決議が必要かどうかの判断も含め協議いただきたい。

堀委員長：何か意見はあるか。

木村副委員長：代表者会では全会派から決議してはどうかという提起であったと理解して良いか。

黒川議長：そのとおりである。

堀委員長：決議するのであれば文案はどうするか。

黒川議長：決議は、議会最終日に議員提出として上程されるが、文案は今に相応しいものを検討させていただきたい。

堀委員長：議運としては決議を提出するところまで確認するものとする。文

案は事務局で作成するという事で良いか。

黒川議長：正・副議長のもとで整理させていただく。

木村委員：表記の「明るい選挙の実施にむけての決議」も「公職選挙法を遵守する決議」のようにはっきりしたものとしたい。

堀委員長：他に意見もないので、今の意見も参考にしながら事務局で文案を作成するものとする。もうひとつの沖縄弁護士会からの依頼に対するものはどうするか。

黒川議長：この件は代表者に諮っていない。代表者会を開催し、沖縄の意思を受け止めるならば取扱いも自ずと決まってくる。手続きとしては議運でお願いしたい。

堀委員長：今の議長の発言には疑問がある。代表者会が正式な議員の会議体であるかのようで、これらの案件を全て代表者に諮って、手続きのみ議運はおかしい。この案件を会派に持ち帰って協議した上で、議運で決定するのならば理解できる。

黒川議長：代表者会は従来から議員提出議案の取扱いを慣例的に行ってきた。議運の委員長が言うように理解できる。代表者会は事前調整の場として役割を果たしているので、代表者会のことを述べさせていただいた。

堀委員長：これまで慣例で行ってきているが、議運が法制化されたときから決定事項は議運が判断するのであって、これらの案件は会派に持ち帰って協議してもらい、その結果を踏まえて議運で決定するという流れが正式なものと考えている。公の会議の中で代表者会のことが出てくるのはいかがなものかと考える。

黒川議長：今、委員長が言われたように、会派で協議いただき、議運で決定いただければと考える。

木村副委員長：非常に長い決議文である。決議するにしても要約したり、わかりやすい表現をするなど、それらのことも考慮して会派では協議いただきたい。県民投票の結果と憲法に定める地方自治という視点の決議がわかりやすくして良いのではないかと考える。

(3) 5月臨時会及び6月定例会会期について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

堀委員長：各会派に持ち帰って検討いただきたい。

黒川議長：新元号の関係である。臨時会に関しては元号を新元号に改めることで良いが、6月定例会は新元号から第1回と捉える考え方もある。1年を通じた形で考えれば元号が変わっても6月定例会が第2回でも構わない。

この点については、全国市議会議長会の考え方も確認しながら進めて行きたいと考える。

堀委員長：全国的に統一するという全国市議会議長会の考え方か。

黒川議長：統一ではない。第1回と捉えるか、第2回と捉えるかはそれぞれの市議会の判断である。

堀委員長：市議会で判断していくということで、併せて会派に持ち帰って検討いただきたい。

(4) 委員会提出議案について

議会事務局統括主査：資料に基づき説明

木村副委員長：例規審査委員会のアドバイスのとおり、「議会事務局職員」を「議会事務局の職員」とすることで良いのではないか。

堀委員長：「の」を入れるということで、委員会提出議案として上程していく。

木村副委員長：執行機関との意見調整はどうなったか。

黒川議長：正・副議長から市長へ説明を行った。質疑等はなかった。

(5) その他

議会事務局統括主査：定例会初日の諸般の報告に間に合わない定期監査の結果が監査委員より報告された。資料のとおりである。議員の会派の異動や会派構成の変更に伴う政務活動費の精算について、文面にあるような検討要望が示された。

木村副委員長：政務活動費は会派に支払われて議員個人に帰属しないので報告のとおりと考える。

堀委員長：私は違う意見で、政務活動費は議員個人に対して一人当たりいくらかと規定されている。議員個人に対しては返還するという理由が見当たらない。議員は会派に属しているが、会派に振り込むのは形式的要件に過ぎない。交付金や補助金というものを返還する理由にはならないと考える。会計上は明瞭にはなるが、法的根拠にない。会派を解散したわけでもない。異動があったときは、会計上のものを明瞭にして、残して、公表すれば済むものとする。

木村副委員長：仮にそうだとしたら、例えば、会派のなかで誰かが研修に行くにも、この研修はこの人、あの研修はあの人とまちまちである。個人に限った会計上の処理をずっとしていかななくてはならなくなる。そういったことも含めてどうなのかと考えないといけない。会派全員で参加する研修もあれば、1人で参加する研修もある。個人がどれだけのものに関わった

かという清算の仕組みにしないといけなくなる。個人に出てはいるが会派支給である。

堀委員長：すぐには結論が出ない案件である。検討要望事項であるので、検討を重ねていきたい。

10 その他
特になし。